

## 令和3年度新潟水俣病関連情報発信事業補助金について

### 1 事業の趣旨

この事業は、新潟水俣病に関する情報・教訓を広く正しく発信することにより、県民の新潟水俣病に対する理解を促進し、地域全体が新潟水俣病患者等を支えるような社会づくりを行っていくことを目的としています。

県は、新潟水俣病に関する環境学習及び新潟水俣病の教訓について啓発活動を行う人材育成等の取組について、市町村、法人格を有する団体及び有しない非営利の団体等から企画・提案を募り、効果的な事業を提案された団体等に対して補助を行います。

### 2 補助の対象となる団体・事業等

#### 補助の対象となる団体

- ① 市町村（地方自治法第252条の19に定める市は除く。）
- ② 法人格を有する団体であって、環境学習や人材育成等の事業に係る活動歴が1年以上あるもの
- ③ 法人格を有しない非営利団体であって、環境学習や人材育成等の事業に係る活動歴が1年以上あるもの

#### 補助対象となる事業

補助対象となる事業は、次の3つのテーマのもと行われる取組とします。

##### ① 新潟水俣病に関する環境学習

学校や施設等を訪問し、新潟水俣病問題を後世に語り継ぎ、環境の大切さを伝える環境学習

##### ② 新潟水俣病問題の教訓について啓発を行う人材の育成

新潟水俣病問題を正しく理解し、啓発活動を行う人材の育成

##### ③ その他の事業

その他、上記目的の達成に資すると認められる事業

#### 補助の対象となる経費

事業の実施に直接必要となる経費（事業終了後の実績報告書の作成に係る経費を含む。）のうち次に掲げるもの。

報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費及び負担金（ただし、共済費、給料及び職員手当等については、会計年度任用職員に関するものに限る。）

※ 当該業務と関連のない団体自体の運営経費は対象となりません。

また、交付決定前に要した経費は対象となりません。

※ 工事請負費は展示スペースのリニューアル等、小規模なもののみを対象とします。施設の新築や増築、改修等は対象となりません。

### 補助金額の上限額

1 団体当たり、90 万円まで

### 補助の対象となる期間

交付決定をした日から令和4年3月31日

### 留意事項

- ① 事業の実施の全部を他のものに委託することはできません。他のものと連携して事業を実施される場合は、事業計画書（別記第2号様式）に役割分担を記載し、事前に提出してください。
- ② 国又は県の他の事業の補助を受ける場合は、この補助を受けることはできません。
- ③ 事業計画には、活動実績の発表会の開催を盛り込んでください。なお、活動実績の発表会は、公募で選定された事業主体により共同で実施していただきます。（事業主体選定後に、開催時期や会場等について打合せする機会を設けます。）

## 3 応募方法

### 募集期間

令和3年4月5日（月）～令和3年5月7日（金）

### 応募書類

- ① 水俣病関連情報発信事業補助金交付申請書（様式第1号）
  - ② 事業計画書（様式第2号）
  - ③ 団体に関する調書（様式第3号）
  - ④ 役員、職員（事業関係者）名簿（様式第4号）
  - ⑤ 団体の目的等についての申立書（様式第5号）
  - ⑥ 団体の定款、規約又はこれらに代わるもの（書式は任意）
  - ⑦ 直近1年間の収支計算書及び貸借対照表又は財産目録（書式は任意）
  - ⑧ 本年（現在）の事業計画書及び収支予算書（書式は任意）
  - ⑨ その他提案事業の参考となる資料（パンフレット、会報、新聞・雑誌の記事等があれば、添付してください。）
- ※ 応募書類については、返却しませんのでご注意ください。
- ※ 応募団体が地方公共団体である場合には、③～⑦の書類については必要ありません。

### 提出部数

2部

### 応募書類提出先

新潟県福祉保健部生活衛生課公害保健係へ持参又は郵送してください。

- ・ 県庁への郵便物は「〒950-8570 新潟県庁生活衛生課」で届きます。
- ・ 令和3年5月7日（金）必着

### 応募にあたっての留意事項

- ① 1団体につき複数の申請ができます。
- ② 申請に係る費用は、応募者（団体）の負担となります。

## 4 事業選定について

### 選定方法

応募された事業については、新潟水俣病関連情報発信事業選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において審査を行います。選定委員会での審査にあたっては、計画の実現性、事業の効果、経費の適正等の観点から審査を行った上で、事業を選定します。（事業内容について応募者からのプレゼンテーションを行っていただきます。）

なお、選定結果は令和3年5月下旬をめどに申請された応募者に通知する予定です。

### 選定予定団体数

4団体程度

## 5 交付決定（選定）された場合の留意事項

### 事業の内容の変更

交付決定以降に、次の変更がある場合には、知事の承認が必要ですので、補助金変更承認申請書（別記第7号様式）の提出をお願いします。

- ① 経費の配分の変更（事業費の20%に相当する額を超えない軽微な変更は除く。）
- ② 事業の内容の変更（補助事業の内容を著しく変更する場合以外の軽微な変更は除く。）

### 支払

補助金の支払については、交付決定後に概算払により支払います。その後、実績報告書を基に補助金の額を確定した場合に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金を返還していただきます。

### 実績報告書の提出

全ての補助事業が完了したときは、実績報告書を提出していただきます。

なお、補助事業の完了には支払いの完了を含みます。実績報告書提出後及び補助対象期間経過後の支払いは補助対象外となりますので、ご注意ください。

事業の実施の途中においては中間報告をしていただく場合があります。

## 6 スケジュール

- 4月5日（月） 募集開始  
（補助金交付要綱、募集要領の公表）
- 5月7日（金） 募集締め切り  
（交付申請書提出締め切り）
- 5月14日（金） プレゼンテーション  
（選定委員会の開催）
- 5月下旬（予定） 交付決定・事業開始
  
- 随時 補助金の概算払  
（～令和4年3月31日） 実績報告書の提出

内容について、ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

新潟県福祉保健部生活衛生課公害保健係

住 所 〒950-8570

新潟市中央区新光町4-1

電 話 025-280-5204（直通）

FAX 025-284-6757